

**厚木消防署本署再整備方針（案）に対する
パブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和7年8月1日（金曜日）から令和7年9月1日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 3人
- (2) 意見の件数 10件
- (3) 案に反映した意見の数 1件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1 経費等について			
1	建設期間中の仮庁舎の建設・撤去費用、再移転と他所での新築整備する場合の経済的比較ができない。	本再整備方針は、計画の詳細を示すものではなく、計画を確実に実行していくための道筋と位置付けていますので、本整備方針に沿って、適正な規模での建て替えが実現できるよう努めてまいります。	—
2	公共施設最適化基本計画で定めている消防署の適正規模での建て替えを位置付けているとのことですが、消防署の再整備はどれくらいの規模で、どれくらいのコストで整備するのか、方針の中で明確にしてください。	なお、再整備に伴う費用については、現在地での建て替え、本庁舎敷地跡地の利用、仮庁舎の建設・撤去などを含めて検討しており、災害対応の観点からも、現在地での建て替えが、最適であると総合的に判断しました。	—
3	3ページで現庁舎での建て替えコストの検討を実施していることが見受けられますが、コストが不要、必要などではなく必要の場合は、現時点でどれくらいの費用を予定しているか概算費用を数字として記載してください。将来的な物価上昇等も考慮した中で、概算額を明確にすることは、検討済みであることも含め可能であると思います。費用的な面でも、他候補地との比較をすべきと考えます。	概算費用については、事業の進捗に合わせて、適切な時期に公開します。	

4	ハローワーク厚木の用地は市有地なのか？市有地でない場合、借地料等が発生するはずだが、その点の経費はどう見積もっているのか。	ハローワーク厚木については、現在、国と神奈川県が所有していることから、借用する場合については賃借料が発生します。 なお、賃借料については、国や神奈川県と協議を進めてまいります。	
5	仮移転先として、ハローワーク厚木を活用し令和9年より改修工事を実施する計画となっていますが、それまでにハローワークは退去するのでしょうか。また、賃料は無償なのでしょうか。有償であるのなら改修から、仮移転、現況回復まで4年を超える計画となり、コスト負担は大きくなります。複合施設への機能移転を考慮したスケジュールとなるのであれば、現在の市役所が移転した跡の建物を活用したほうが賃料及び現況回復費用が発生しないため、コスト縮減につながると考えますがいかがでしょうか。方針として仮移転先を庁舎とする検討を加えてください。	ハローワーク厚木は、複合施設「あつめき」の完成後、移転する予定となっておりますので、移転後、改修工事を実施します。 また、賃借料については、現在、国と神奈川県が所有していることから、借用する場合については賃借料が発生します。 なお、再整備の場所については、本庁舎敷地跡地を仮移転先として利用することも含めて検討した結果、現在地での建て替えが最適であると総合的に判断しました。	—

2 機能性等について

6	「4 厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針において、本庁舎敷地跡地は、厚木本署の移転先として活用しないことが示されています。(令和7年3月)」 「5 本厚木駅北口周辺のにぎわい創出や歩いて楽しいまちの実現には適さない施設です。」とあるが、消防署機能のにぎわい機能等を付加して整備することなどは可能であり、消防署仮庁舎としてではなく、消防署本庁舎として整備することで仮庁舎建設・撤去・再移転の経費が不要となり、経済性も向上する。再度良く検討すべきである。 また、厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針では「災害時における防災機能の確保」も基本方針として挙げられており、むしろ、この点からも消防施設の設置は好ましいと考えられる。	本庁舎敷地跡地については、厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針において本署の移転先として活用しないこととなっています。 また、厚木消防署本署については、災害対応の観点から現在地での建て替えが最適であると判断されることや、周辺施設との一体的な活用による相乗効果が期待できないことから、本庁舎敷地跡地を移転先として活用せず、現在地での建て替えを進めるものとします。 なお、経済性（コスト面）につきましても、公共施設の最適化の観点から、消防・防災の拠点施設として必要な面積や設備を適正範囲で確保することで、整備費用及び今後の維持管理費用の縮減に努めてまいります。	—
7	消防本部が移転するのであれば、現在の施設規模から減るはずですが、既存施設を長寿命化工事を実施し、改修する検討はされたのでしょうか。建て替えを必要とする課題が、建物の耐用年数以外の機能強化にあるのであれば、消防施設の機能強化について明確にしてください。	施設の長寿命化についても検討しましたが、厚木消防署本署庁舎については、老朽化による経年劣化に加え、バリアフリー化されていない建物であり、また、車庫の狭あい化や出動動線等の課題があることから、本市の消防・防災の拠点施設としての機能維持を確保するため、目標耐用年数より前に建て替えを行うものです。また、課題である車庫の狭あい化や出動動線などを解消することで迅速・的確な出動体制を確保し、機能強化を図るものです。	—

8	浸水想定区域内での建て替えとのことで浸水洪水対策が課題であるとしていますが、具体的にどのような対策を検討しているのでしょうか、洪水時には救急車の出動ができなくなる事態が容易に想定できますが、立地場所を決めてから、活動方法、対策を検討するのは手順としては遅いと感じます。方針において洪水時の消防活動をどのようにするのかを明確にしてください。	洪水浸水想定区域における対策としましては、防水壁の設置や非常用発電設備の上層階への配置などを検討していることから、本再整備方針5ページ「6 厚木本署の課題に対する対応」に追記いたします。 また、現状では、厚木消防署本署付近において浸水が予想される場合は、消防車や救急車などを一時的に浸水に影響のない消防署所へ移動させ、そこを拠点として災害対応を図る計画としています。	○
3 事業手法について			
9	消防署の整備に当たり、PPP/PFI 手法導入を検討とのことだが、新築建物への導入機能が消防署機能のみで PPP/PFI 手法による整備は困難で断念している例もある。今後、本当に PPP/PFI 手法で整備が可能と考えているか。	事業手法については、本整備方針6ページ「8 事業手法について」に記載のとおり、PPP/PFI 手法についても検討しておりますが、消防庁舎の建設には、民間の知見を取り入れる余地が少ないことなどを考慮し、公設公営方式（従来方式）を採用するものとしています。	—
4 その他			
10	皆さんが便利になる環境特にバス利用が多く広い街です。 また、人間の心が豊かな自然を維持して頂きたい。 自然災害交通事故及び火災など人間災害に強い街作りも大切です。 人間市民一人一人が豊かな生活が出来て思いやる市民になれる厚木を目指して欲しいです。	自然と共生しながら、安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することは大変重要だと考えています。 近年、自然災害や火災、交通事故など、私たちの生活を脅かすリスクが多様化する中で、市民の皆様一人ひとりの命と暮らしを守るため、日々、消防・防災体制の強化や火災予防の啓発活動に取り組んでいます。 今後も関係機関や地域の皆様と連携し、「命と暮らしを	—

		守り抜くまちの実現」を目指 してまいります。	
--	--	-----------------------------------	--

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 消防総務課
- (2) 連絡先 046-223-9366

5 結果公開日

令和7年10月8日 公開

厚木消防署本署再整備方針

1 再整備の必要性

現在の厚木消防署本署（以下「厚木本署」という。）は、昭和 47 年に竣工し、築 50 年以上経過しており、市内の消防署所において、最も古い消防庁舎です。

近年は、老朽化による経年劣化が進んでいるほか、車庫の狭あい化や出動動線等の機能面に課題があります。

また、近年は、災害が全国的に頻発化・激甚化しており、近い将来、発生が危惧されている大規模地震などを考慮すると、市民の安心・安全の要となる本市の消防・防災拠点である消防庁舎の再整備は喫緊の課題となっており、厚木市公共施設個別施設計画においても、適正な規模での建て替えを行うことを位置付けています。

2 厚木本署の概要

昭和 47 年 7 月に供用を開始した厚木本署は、消防本部 5 係及び厚木消防署として、第一警備隊、第二警備隊が配置されていました。

複雑多様化する各種災害や夏季における猛暑日の増加、高齢化の進展等による救急需要の増加など、消防を取り巻く環境の変化に対応するため、救急隊の増隊や特殊車両の配置など、時代の変遷とともに、消防体制の充実を図ってきました。

このような状況の中、本市の総合的な災害対応力の更なる強化を図るため、消防総務課、警防課、指令課、予防課及び救急救命課の消防本部機能は、令和 9 年度に市庁舎、未来・図書館等で構成する複合施設「あつめき」（以下「複合施設」という。）へ移転する計画となっておりますが、消防署機能については、複合施設には移転せず、厚木本署として単独で建て替えを行います。

所 在 地	厚木市寿町 3 丁目 4 番 10 号		
敷 地 面 積	2,248.23 m ²		
竣工年月日	昭和 47 年 7 月 1 日		
建 築 概 要	本署庁舎 R C 造 3 階建て 延床面積 2,070.18 m ²	1 階	車庫、待機室、管理課等
		2 階	本部執務室、指令センター 災害対策室、消防長室、仮眠室等
		3 階	会議室、救急救命課、仮眠室等
建 築 概 要	自動車車庫 S 造 2 階建て 延床面積 160.06 m ²	1 階	車庫、倉庫
		2 階	倉庫
建 築 概 要	訓練塔 R C 造 3 階建て 延床面積 50.80 m ²	高さ	13.25m

3 厚木本署の課題

(1) 庁舎の老朽化

厚木本署は、供用開始から 52 年が経過し、消防署所の中で最も古い消防庁舎です。

平成 12 年度には耐震補強工事を施工しているものの、天井や壁からの漏水が散見されますが、損傷個所の特定が難しく応急的な修繕で対応しています。

(2) 車庫の狭あい化

現在、厚木本署には、はしご車や救助工作車等の大型車両も含め、11 台が配置されていることから、車庫が狭あい化しており、有効な車両間隔が確保できないことから、地震の横揺れなどにより、車両同士が接触してしまうことが考えられます。

(3) 出動時に支障となるレイアウト

厚木本署は、耐震補強工事の際、車庫へ通じる開口部に耐震補強壁が設置されたことから、動線について課題があります。

また、仮眠室については、大部屋に複数人で仮眠を取っている状況であることから、感染症の予防やプライバシー保護の観点などからも、仮眠室を個室化する必要があります。

(4) 洪水浸水への対策

厚木本署は、洪水浸水想定区域になっていることから、消防庁舎の機能維持を考慮した洪水浸水への対策を検討する必要があります。

4 再整備の場所について

厚木本署は、平成 28 年度に実施した厚木市消防本部消防力適正配置調査（以下「適正配置調査」という。）において、市内の消防署所の配置状況から、比較的良好な場所に配置されているという結果が示されています。

また、厚木本署の建て替えの候補地については、厚木市公共施設個別施設計画の中で、中心市街地の市有地を優先的な候補地として検討することと位置付けられていることから、適正配置調査も踏まえ、現在地での建て替えが最適であると判断しました。

厚木本署を現在地で建て替え



厚木消防署本署（現在地）

敷地面積（土地）：2,248 m²

延床面積（既存）：2,281 m²

項目		評価	備考	
政策面での評価	建設用地の確保	○	市有地のため確保済み	
	近隣住民の合意形成	○	現在地のため理解を得られやすい	
	厚木本署の運用効果	○	現状と変わらず消防・救急需要に対応可能	
	中心市街地の回遊性向上やにぎわい創出への影響	○	影響なし（中心市街地から外れているため）	
	建て替えの可否	○	市街化区域（第1種住居地域）のため	
コスト	用地取得費	不要	建設費	必要
	現本署の解体費	必要	現本署の土地売却	不可
	仮庁舎の改修費	必要	総合評価	○
検討・評価	① 厚木本署は、建設から約50年もの間、地域に根差していることから、建て替えへの近隣住民の合意形成については、他の候補地と比較し、理解を得やすい。 ② 現在地での建て替えであることから、適正配置調査において検討した厚木本署の運用効果を現状と変わらず維持することが可能です。 ③ 建設期間中の仮庁舎が必要であることから、仮移転が必要です。			

なお、他の候補地として次のとおり検討しました。

候補地	検討・評価	総合評価
市役所本庁舎跡地へ移転して建て替え (所在地:厚木市中町 3-17-17)	① 救急出動が多い消防署への建て替えに対する近隣住民の合意形成については、理解を得られない可能性があります。 ② 適正配置調査において検討した厚木本署の運用効果を現状と変わらず維持することが可能です。 ③ 建設期間中の仮庁舎を必要としないことから、仮庁舎の改修費用や賃借費用が不要です。 ④ 厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針において、本庁舎敷地跡地は、厚木本署の移転先として活用しないことが示されています。(令和7年3月) ⑤ 本厚木駅北口周辺のにぎわい創出や歩いて楽しいまちの実現には適さない施設です。	不適
旧厚木警察署跡地へ移転して建て替え (所在地:厚木市水引 2-3-1)	① 旧厚木警察署跡地は、県の所有地であり、隣接する厚木合同庁舎は、複合施設へ移転することから、厚木合同庁舎も含めた県の活用方針が決定しない限り、当該地のみの取得は困難です。 ② 救急出動が多い消防署への建て替えに対する近隣住民の合意形成については、理解を得られない可能性があります。 ③ 適正配置調査において、旧厚木警察署跡地付近が最適な配置場所と示されているものの、国道の中央分離帯により市南部方面への出動については、支障があります。 ④ 建設期間中の仮庁舎を必要としないことから、仮庁舎の改修費用や賃借費用が不要です。	不適

5 再整備期間中の仮移転について

現在地での建て替えは、現庁舎を解体する必要があるため、建て替え期間中は、厚木本署の庁舎として使用できません。このことから、仮庁舎を確保し、厚木本署機能を維持する必要があるため、周辺公共施設を利活用することになりました。

(1) ハローワーク厚木の活用について

厚生労働省神奈川労働局が所管するハローワーク厚木は、複合施設へ機能移転することから、跡地の活用が可能となります。

このことから、中心市街地の消防・救急需要に的確に対応するため、ハローワーク厚木跡地に消防隊や救急隊などを配置し、消防力の機能維持を図ります。

(2) 厚木市環境センターの活用について

厚木市環境センター（以下「環境センター」という。）は、新ごみ中間処理施設の稼働に伴い、管理棟の一部を仮庁舎として使用することが可能となります。

このことから、中心市街地はもとより、市内全域への迅速な出動が可能となる厚木本署管内に位置する環境センターの一部を、指揮隊と救助工作車やはしご車等の大型車両を運用する高度救助隊の仮庁舎として活用し、消防力の機能維持を図ります。

仮移転先	ハローワーク厚木 (所在地：厚木市寿町 3-7-10)	環境センター (所在地：厚木市金田 1641-1)
配置目的	中心市街地の消防・救急需要に的確に対応するため、消防隊や救急隊などを配置する。	消防力の機能維持を図るため市内全域に出動する指揮隊、高度救助隊を配置する。
部隊等	消防隊 消防ポンプ自動車 1 台 救急隊（3 隊） 高規格救急自動車 3 台	指揮隊 指令車 1 台 高度救助隊 救助工作車 1 台 はしご車 2 台 水難救助車 1 台

6 厚木本署の課題に対する対応

あらゆる災害から市民の命と暮らしを守るため、災害活動の中心的役割を果たす消防・防災の拠点施設として、現在の厚木本署の課題である車庫の狭あい化や出動時に支障となるレイアウトの改善、仮眠室の個室化、洪水浸水対策として防水壁の設置や非常用発電設備の上層階への配置など、必要な機能や居室を確保するとともに、建設コストや建て替え後の維持管理経費の削減に努めます。

7 公共施設の最適化について

厚木市公共施設最適化基本計画を踏まえた再整備に努めます。

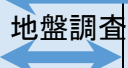
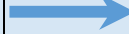
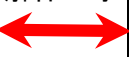
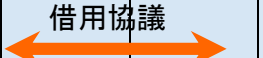
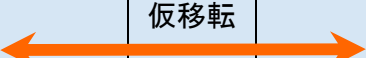
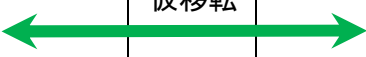
また、再整備に当たっては、次の取組を行います。

- (1) 現在の課題や将来の消防・救急需要を踏まえ、必要な機能を整理します。
- (2) 基本・実施設計時において、より詳細な必要居室の面積の検証と精査を行います。
- (3) 再整備後の厚木本署に必要な面積及び設備は、適正範囲を確保することで、整備費用及び今後の維持管理費用の縮減に努めます。

8 事業手法について

本市では、事業費総額が 10 億円以上の公共施設の整備について、厚木市 PPP/PFI 手法導入の優先的検討に関する要綱に基づき、PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討することを定めています。厚木本署の建て替えに当たっては、同要綱に基づき検討をし、総合的に判断した結果、最適な事業手法として公設公営方式（従来方式）を採用します。

9 今後のスケジュール(案)について

年度	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13
新築関係	測量 	基本・実施設計 地盤調査 			新築工事 		供用開始 
解体関係	アスベスト調査 	解体設計 		解体工事 			
仮庁舎関係 ハローワーク 厚木	借用協議 		改修工事 		仮移転 		原状回復 
仮庁舎関係 環境センター					仮移転 		

※市民参加手続及び再整備方針策定

令和 7 年 6 月 16 日 消防審議会

令和 7 年 6 月 27 日 PPP/PFI 検討委員会

令和 7 年 7 月 16 日 経営戦略会議

令和 7 年 8 月 1 日から パブリックコメント(令和 7 年 9 月 1 日まで)

令和 7 年 10 月 再整備方針策定